

新潟県条例第36号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年新潟県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前						
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 （略）</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に対処するための手当の特例）</u></p> <p>6 <u>職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下この項において同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る次に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第14条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>（1）新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者（以下この項において「患者等」という。）に接して行う作業又は患者等が使用した物件を処理する作業（次号に掲げる作業を除く。）</u></p> <p><u>（2）患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準ずる作業として任命権者が人事委員会と協議して定める作業</u></p> <p>7 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">作 業 の 区 分</th> <th style="text-align: center;">手 当 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前項第1号に掲げる作業</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td>前項第2号に掲げる作業</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	作 業 の 区 分	手 当 の 額	前項第1号に掲げる作業	3,000円	前項第2号に掲げる作業	4,000円	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 （略）</p>
作 業 の 区 分	手 当 の 額						
前項第1号に掲げる作業	3,000円						
前項第2号に掲げる作業	4,000円						

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。